

消費税率引下げ のポイント解説

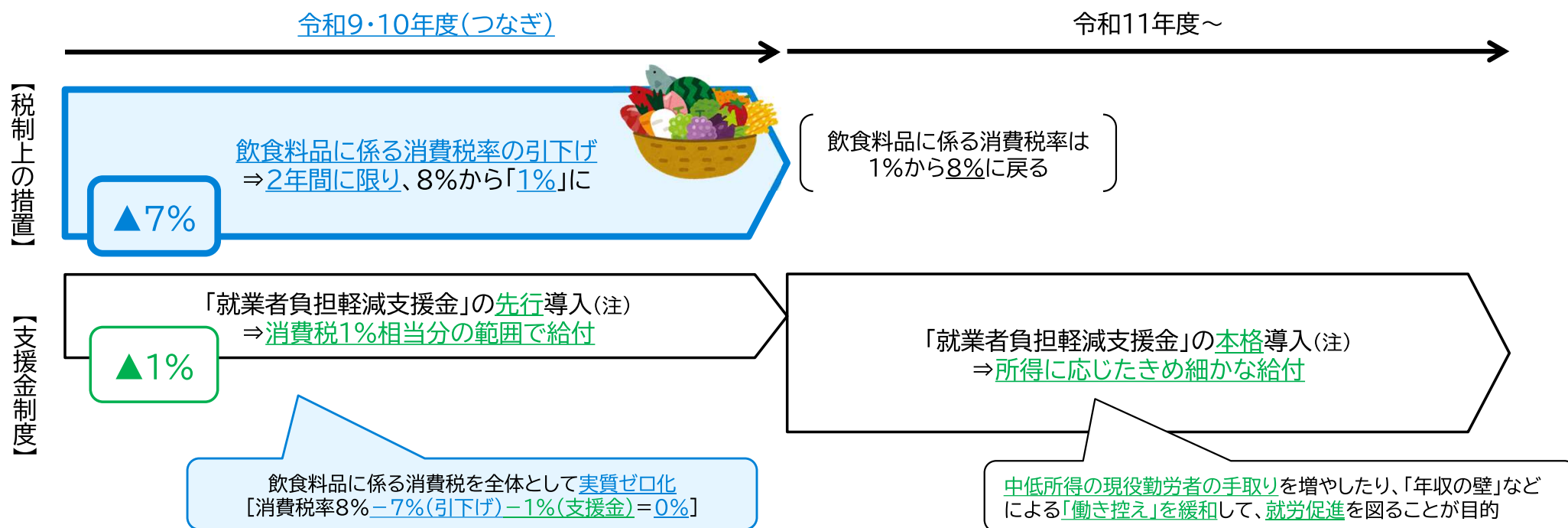
消費税率引下げ大綱(令和8年9月15日閣議決定) 速報版



下島聡司税理士事務所
税理士 下島聡司

【概要】就業者負担軽減支援金の導入と消費税率引下げ

- 令和8年9月15日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」が閣議決定された。
- これまでにない「所得に応じたきめ細かな給付」を行う新たな制度として、**就業者負担軽減支援金**が導入される。
- 支援金制度の令和11年度の本格導入までの「つなぎ」として、令和9年4月から2年間、**飲食料品に係る消費税率の臨時的な引下げ**と**飲食料品に係る消費税1%相当分の範囲で実施する支援金制度**が実施される。



※参考資料 国税庁「飲食料品に係る2年間の消費税率引下げに関するQ&A(以下「Q&A」)」
国税庁「【パンフレット】飲食料品に係る2年間の消費税率引下げについて(以下「パンフレット」)」

(注)本資料は「2年間の消費税率引下げ」を中心に解説するため、「就業者負担軽減支援金」の詳細は省略します。

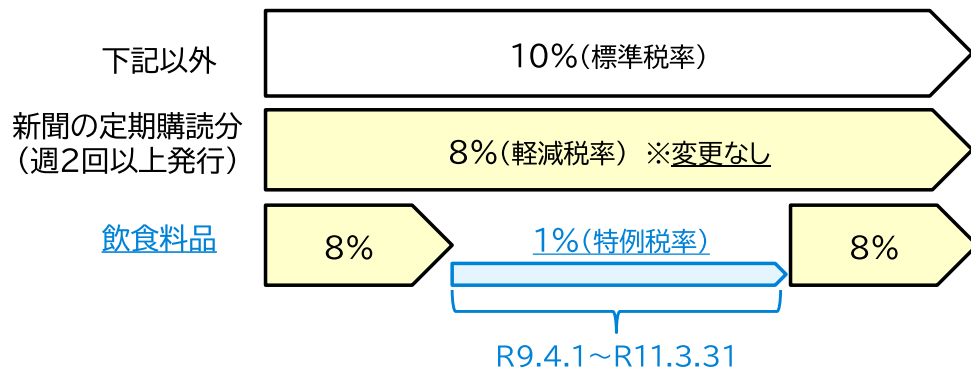
飲食料品に係る2年間の消費税率引下げ①

現下の物価上昇を考慮して、令和9年4月1日から令和11年3月31日までの2年間、軽減税率の対象となっている飲食料品に係る消費税率が1%（現行：8%）に引き下げられる。これに伴い、**経過的な取扱い**が講じられる。

【飲食料品に係る2年間の消費税率引下げ】

- 期間 令和9年4月1日～令和11年3月31日
- 対象範囲 軽減税率の対象となっている飲食料品
- 税率 1%（国税0.78%＋地方税0.22%）※大綱では「特例税率」

【税率区分】



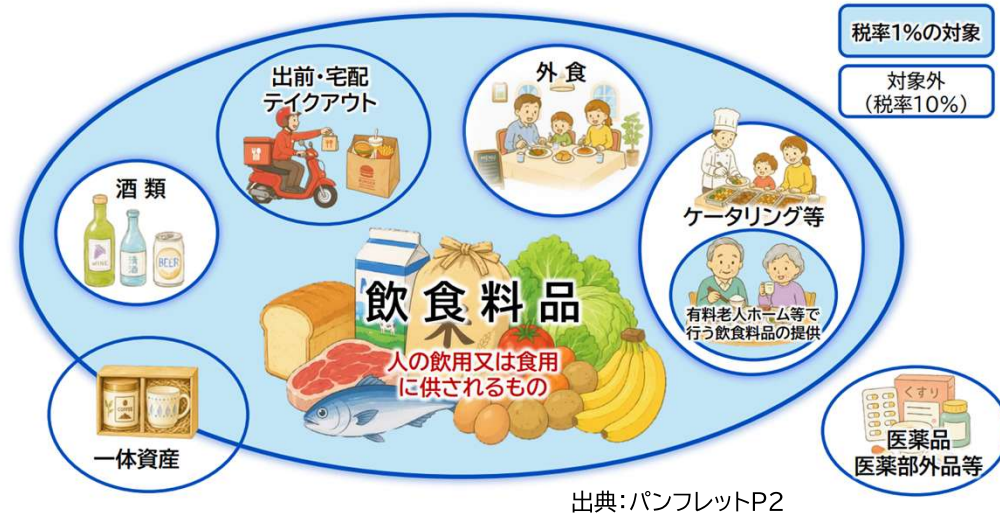
【経過的な取扱い】

- (1) 本則課税事業者への移行特例
- (2) 簡易課税制度の特例
- (3) 中間申告制度の特例
- (4) 総額表示義務の特例
- (5) 予約販売・通信販売の経過措置

（参考）税率1%対象の「飲食料品の販売」

※大綱では「特例対象課税資産の譲渡」

税率1%とされる「飲食料品の販売」のイメージ



《実務上のポイント》

- 「保税地域から引き取られる飲食料品（大綱では「特例対象課税貨物」）」も税率1%の対象
- 適用税率の判定は、事業者（売手）が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行う。
- イートインかテイクアウトかは、飲食料品を提供する時点で、顧客に意思確認を行うなどの方法で判定する。意思確認は、口頭によるほか、例えばコンビニ等では、「イートインコーナーを利用する場合はお申し出ください。」といった掲示により行うなど、営業の実態に応じた方法で行うこととして差し支えない（パンフレットP2）。
- 早期に消費税の還付を受けるために、「課税期間を短縮する特例」も要検討（Q&A問3-3）

飲食料品に係る2年間の消費税率引下げ②

【インボイス制度との関係】 出典:パンフレットP3

- インボイスは、インボイス発行事業者の登録を受けた課税事業者のみ交付することができます。税率1%の対象とされる取引に係るインボイスの記載事項及びイメージは次のとおりです。

- ① インボイス発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容(軽減税率の対象品目である旨)
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額(税抜き又は税込み)及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

(株)〇〇御中 ⑥

登録番号 T01234... ①

令和9年4月分 51,400円

日付	品名	金額
4/8	魚 *	5,000円
4/15	タオルセット	2,000円
②	⋮	⋮
合 計	50,000円	消費税 1,400円
1%対象	40,000円	消費税 400円
10%対象	10,000円	消費税 1,000円

④

③ → * 軽減税率対象

販売管理システムや請求書発行システム、会計システムなどでは、税率変更に伴う改修が必要となる。

適用税率は「1%」、消費税額等の金額は「1%で計算した金額」で記載。それ以外の記載事項は、変更なし(Q&A問2-1)

- 帳簿の記載イメージ

買手

総勘定元帳(仕入れ) (株)〇〇			
令和9年	摘要	借方	貸方
4/8	▲▲(株) 食品※	5,000	
	(仮払消費税等)	(50)	
4/15	▲▲(株) 雑貨	2,000	
	(仮払消費税等)	(200)	

※ 軽減税率対象

売手

総勘定元帳(売上げ) ▲▲(株)			
令和9年	摘要	借方	貸方
4/8	(株)〇〇 食品※		5,000
	(仮受消費税等)		(50)
4/15	(株)〇〇 雑貨		2,000
	(仮受消費税等)		(200)

※ 軽減税率対象

《実務上のポイント》

- 飲食料品の販売について売上返還・貸倒れ・仕入返還があった場合は、元の取引時の税率で計算するため、税率変更前後の適用税率に注意

(例) R9.3.31以前に販売した飲食料品(8%対象)
→ R9.4.1以後の売上返還も税率8%で計算
(Q&A問1-5)

(1) 本則課税事業者への移行特例

免税

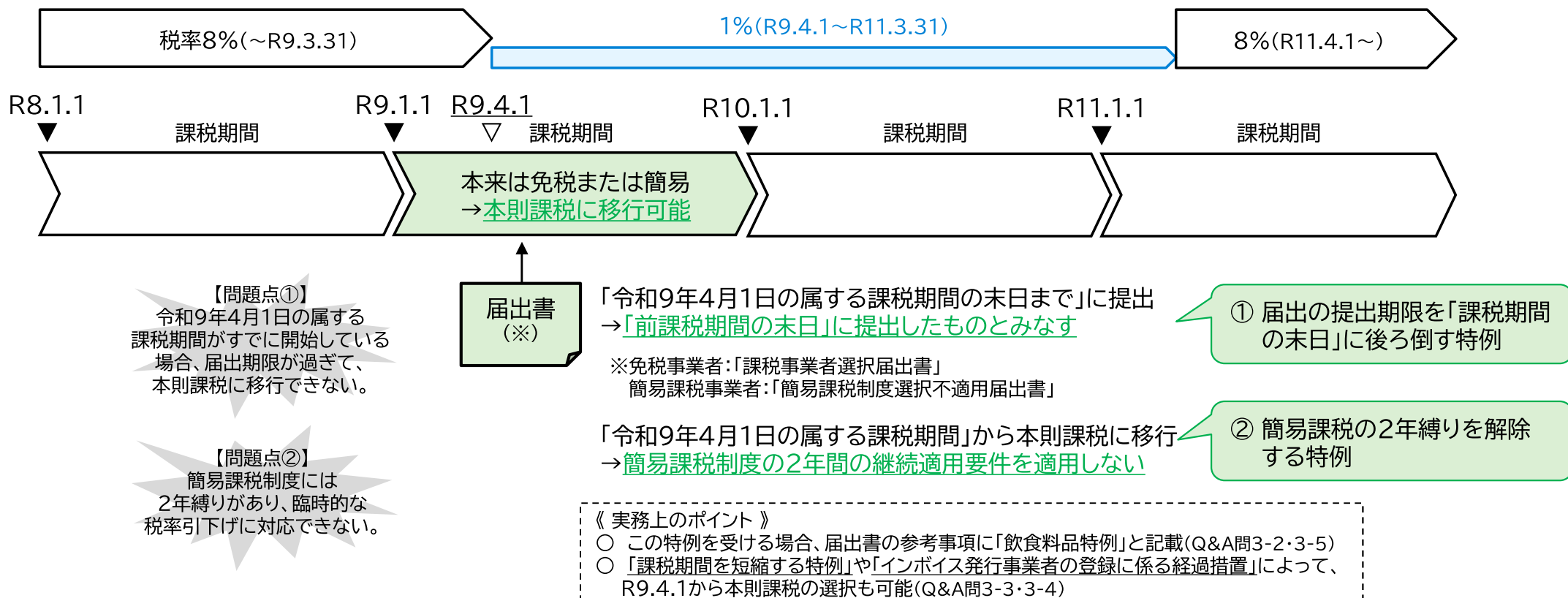
簡易

本則

免税事業者や簡易課税事業者が、今回の税率引下げで売上税額より「仕入税額」が大きくなり、還付申告を行う必要があっても、本則課税に移行できない場合があるため、次の特例が設けられる。

- ① 届出の提出期限を「課税期間の末日」に後ろ倒す特例
- ② 簡易課税の2年縛りを解除する特例

【個人事業者・12月決算法人の場合の特例のイメージ】



(2) 簡易課税制度の特例

免税

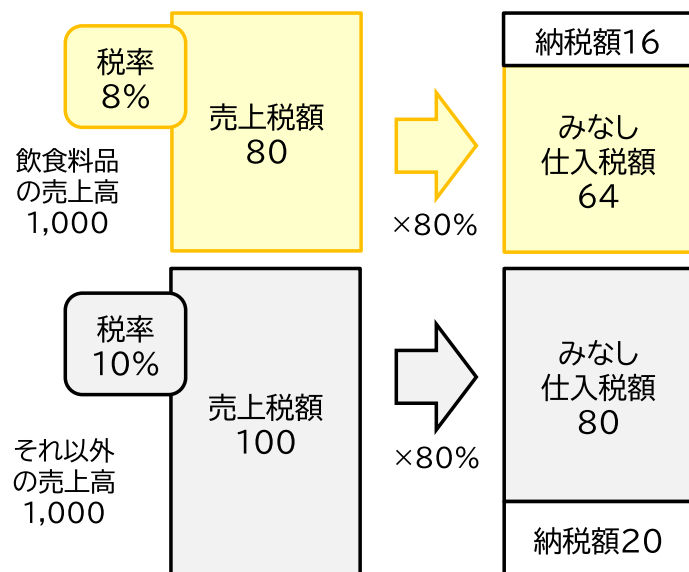
簡易

本則

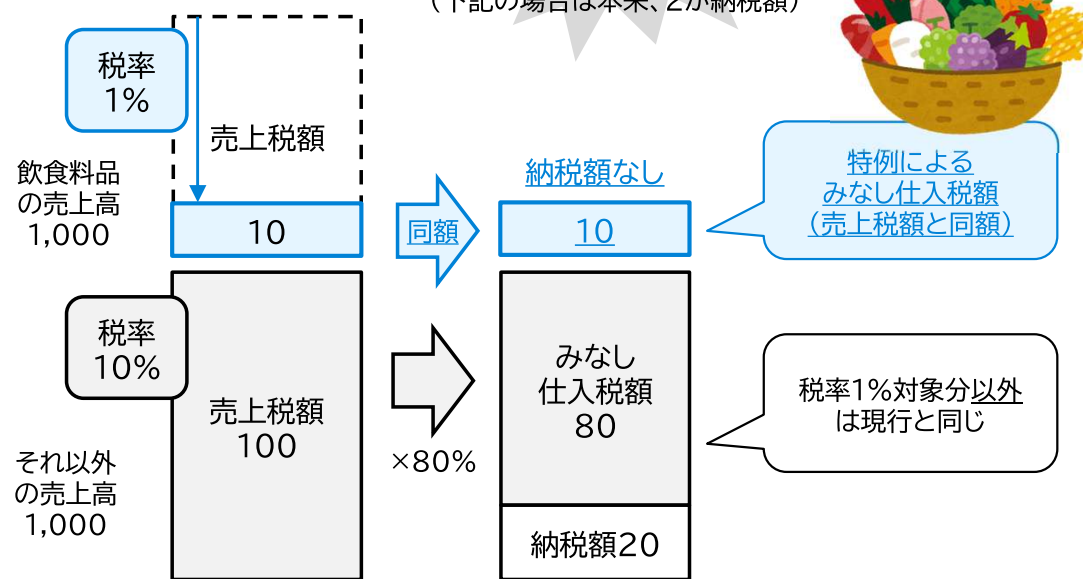
簡易課税制度の場合、「軽減税率が適用される飲食料品の販売」は、今回の税率引下げ後でも一定の納付税額が発生する一方、仮に本則課税を適用していれば納付税額が生じない場合が多いと見込まれる。これを踏まえ、簡易課税制度において可能な最大限の対応として、業種区分にかかわらず、税額が発生しない特例(売上税額と「同額」の仕入税額を控除)が設けられる。

【簡易課税制度のイメージ】 (例)小売業(みなし仕入率80%)

< 現行(税率8%時) >



< 特例(税率1%時) >



【問題点】

税率を引き下げても本則課税に移行できない場合は納税額が生じる。
(下記の場合は本来、2が納税額)



特例による
みなし仕入税額
(売上税額と同額)

税率1%対象分以外
は現行と同じ

《 実務上のポイント 》

- インボイス制度の経過措置(2割特例・3割特例)の適用を受ける場合も同じ
- 「飲食店業のみなし仕入率」については、事務負担等の観点から、変更なし

(3) 中間申告制度の特例

免税

簡易

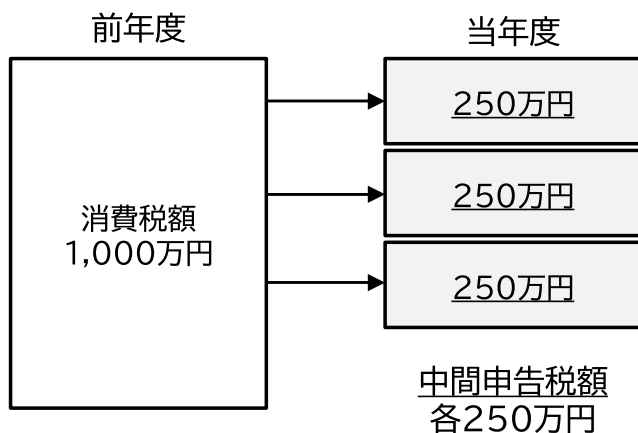
本則

今回の税率引下げで納税額が減少する事業者は、中間申告税額が「過大」になることが見込まれるため、**令和9年4月1日以後に開始する中間申告対象期間**について、「**税率1%で再計算した前年税額**」に基づく**中間申告**を可能とする特例が設けられる。

【計算イメージ】(例)中間申告が年3回の場合

<原則>

前年の消費税額を中間申告の回数
をもとに按分して納付

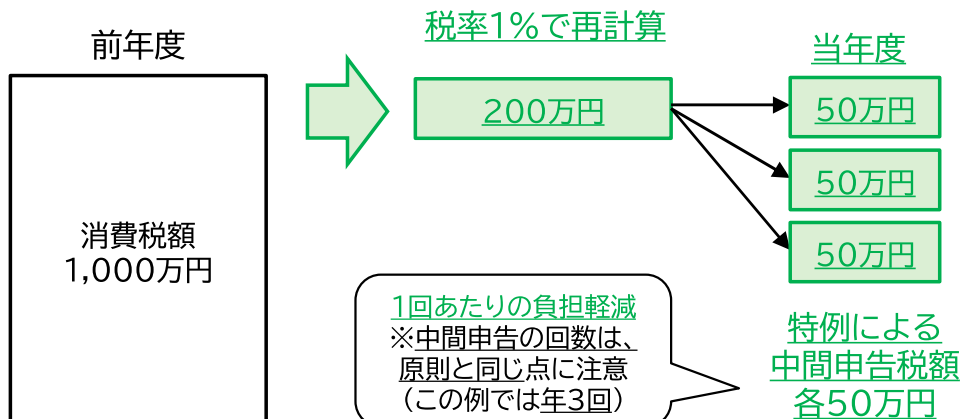


【問題点】
税率引下げ時の
中間申告税額が
過大になる。

※「仮決算による中間申告」を活用して、実際の取引に基づいた中間申告を行うことも可能(Q&A問3-8)。

<特例>

「税率1%で再計算した前年税額」に基づく
中間申告税額とすることも可



1回あたりの負担軽減
※中間申告の回数は、
原則と同じ点に注意
(この例では年3回)

特例による中間申告税額
がマイナスの場合でも、
現行制度と同様に
中間申告は「0円」で申告

※早期に消費税の還付を
受けるため、「課税期間を
短縮する特例」も要検討
(Q&A問3-3)

「仮決算による
中間申告書」に
記載して提出
(Q&A問3-8)

《 実務上のポイント 》

- 簡易課税事業者が行う飲食料品の販売は、簡易課税制度の特例(売上税額と同額の仕入税額を控除する特例。前ページ参照)の適用があるものとして計算できる。
- 税率引下げ終了後の令和11年4月以後の中間申告は、逆に「税率8%で再計算した前年税額」に基づく中間申告を可能とする特例が設けられる。

(4) 総額表示義務の特例

免税

簡易

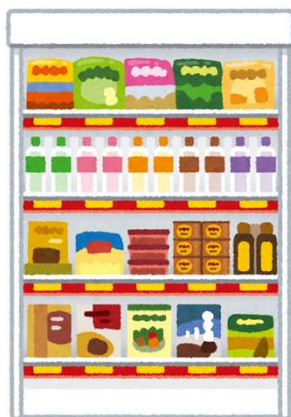
本則

- ① 消費者にとっては「総額表示」が一目で分かりやすいこと等を踏まえ、**総額表示義務は維持**
- ② 総額表示義務に直に対応することが困難な場合、実際の支払額と誤認させない措置の実施を条件に、**税率変更の前後の各2か月間**、**飲食料品について「8%」または「1%」での総額の表示(「特例表示価格」)**を認める特例が設けられる。

① 税率引下げ後 → 今までどおり「総額表示」が義務

【問題点】

店舗で比較的頻繁に価格が変わる飲食料品
→税率変更時(開始時・終了時)に間に合わない可能性



夜間の値札貼り替え
作業は対応困難

困難な事情

カタログや
商品パッケージ自体に
価格が印字

税率変更の前後の
各2か月間に特例

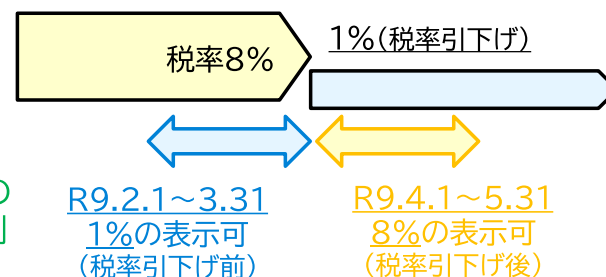
《 実務上のポイント 》

- 「税抜価格(本体価格)」のみや「税抜価格+税」とのみ表示する方法など、
税込価格を表示しない方法は、引き続き認められない(Q&A問3-9)。

② 総額表示義務の特例

【イメージ】

R9.4.1



新旧税率の混在による表示も可
(パンフレットP7)

◆誤認防止措置(R9.4.1以後)

(例1) 商品棚全体で表示

この棚の商品は、税率8%に基づく税込価格で表示しています。**レジ**では税率1%で精算いたします。

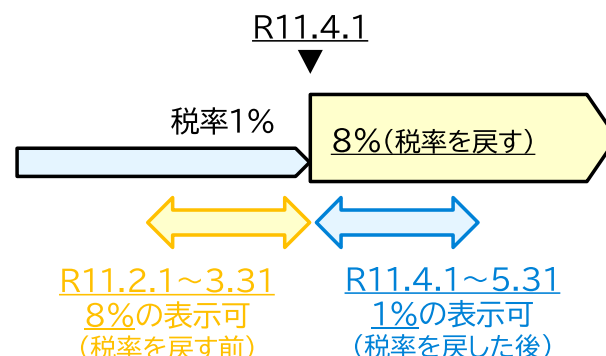


(例2) 値札の色で区別

税率1%での税込価格が表示されている値札は、**赤色の値札**となっています。その他の値札では、税率8%での税込価格が表示されている場合がありますが、**レジ**では税率1%で精算いたします。



出典：パンフレットP7、Q&A問3-9



(5) 予約販売・通信販売の経過措置

免税

簡易

本則

令和9年4月1日以後の飲食料品の販売は税率1%だが、「定期供給契約による予約販売」や「通信販売」については、今回の税率引下げを反映した契約変更等が困難な事例が生じること等が想定されるため、次の取引について、**税率8%**を適用する経過措置が設けられる。

- ① 定期供給契約による予約販売：**令和9年1月1日前に契約を締結し、令和9年4月1日前に対価を領収**している場合
- ② 通信販売：**令和9年1月1日前に販売条件を提示し、令和9年4月1日前に申込み**を受けた場合

【経過措置のイメージ】

予約販売

(例)代金の先払いで季節の食材が毎月届く定期便



R8.12.31まで

定期供給契約
の締結(8%)

R9.1.1

R9.3.31まで

対価を
領収

R9.4.1

販売
8%

税率1%を
適用しない

通信販売

(例)お中元、〇〇ギフトなどの
カタログ販売



販売条件
の提示(8%)

申込み

販売
8%

税率1%を
適用しない

《 実務上のポイント 》

- 上記の「定期供給契約」とは、不特定多数の者に定期的に継続して供給する契約をいう。
- この経過措置は選択適用ではない。ただし、税率1%を前提として「契約等をしていることが確認できる場合」や「契約等が変更された場合」には、税率1%が適用される(Q&A問1-6)。

(参考)農林漁業者等への対応

今回の税率引下げに係る農林漁業者等への対応として、次の支援が大綱に明記された。これらの支援は、関係省庁が連携し、事業者の実情を確認しつつ、予算編成過程において支援内容を具体化していくこととされたため、今後の動向に留意が必要である。

対象者	共 通	簡易課税事業者・免税事業者の場合
農林漁業者	 消費税率の引下げによる売上税額の減少等に対応し、利子負担を考慮しつつ、<u>資金繰りを支援</u> 売上1%、資材等の仕入10%	本則課税事業者に移行する際の<u>相談対応</u>や、<u>税理士費用等の経費</u>に対する支援 本則課税に移行することが困難な場合、<u>個別の売上高を踏まえた金額を給付する仕組み</u>を導入
食品事業者 外食事業者	税率引下げが経営に及ぼす影響を踏まえ、<u>資金繰り支援、生産性向上に向けた省力化等の取組みの支援</u> 特に外食事業者には、<u>テイクアウト等の多角化の支援</u>など 	本則課税事業者に移行する際の<u>相談対応</u>や、<u>税理士費用等の経費</u>に対する支援

・店内飲食10%、食材仕入れ1%で納税額増加
・惣菜や弁当などの中食(1%)との比較で利用者減少の懸念も

